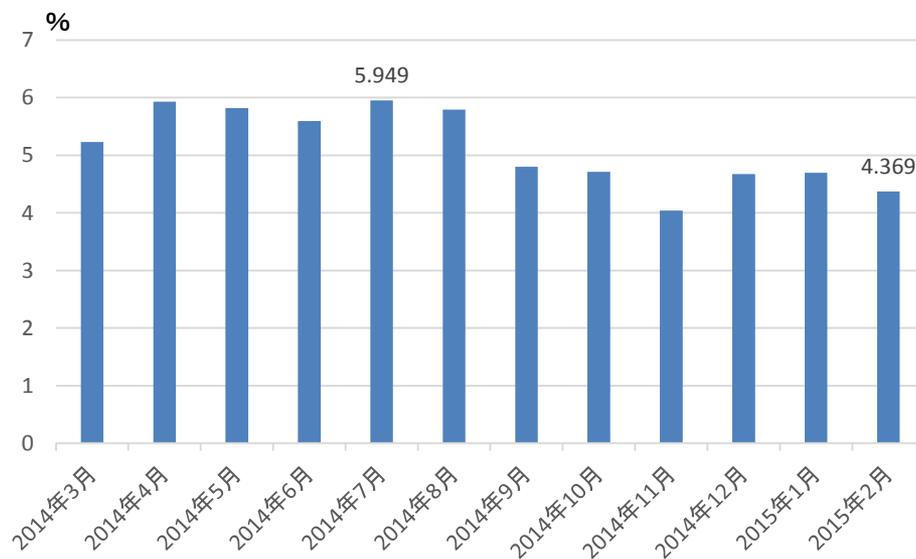
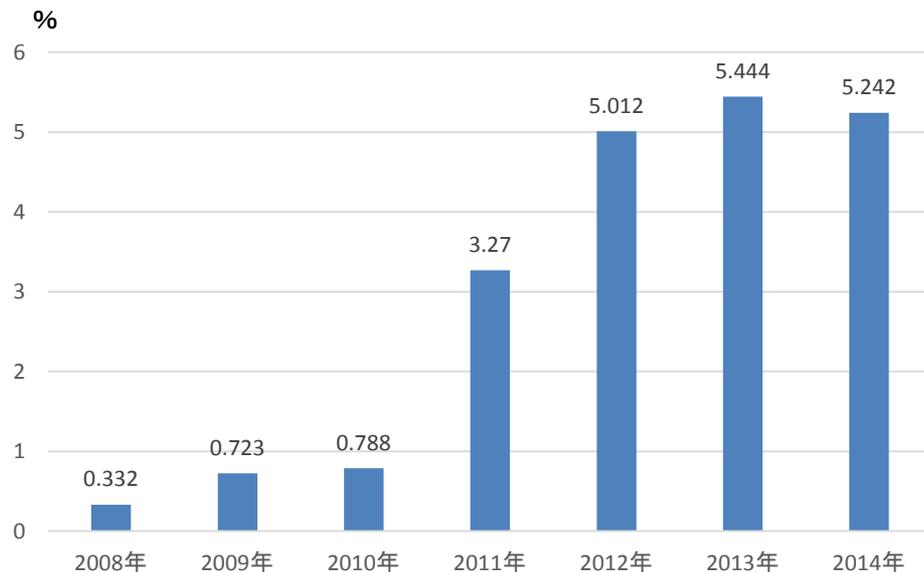


PTS(私設取引システム)のシェア

(上場銘柄の取引金額に占める割合)



PTSの沿革

- 1998年12月 証券取引法の改正で「取引所集中義務」が撤廃
- 2010年 7月 日本証券クリアリング機構 (JSCC) でのPTSの清算・決済が開始
- 2010年 3月 ダークプールでの取引が、規制でToSTNeT(取引所取引)かPTSへ
- 2010年10月 PTSでの空売り注文の取扱が開始
- 2011年 大和証券、GMO、マネックス、カブドットコム各社がPTS業務を終了
- 2012年 4月 日本証券業協会のガイドラインが変更で、取引所のシステム障害時に、PTSが運営を継続可能に
- 2012年10月 PTSでの取引を5%ルール(公開買付規制)適用除外へ

※ダークプールとは、証券会社が提供するサービスで、証券会社内のシステムで投資家の売買注文を付け合わせて取引を行う方法。取引参加者が匿名で価格や注文量などの取引内容が外部から見えにくいことからダークプールと呼ばれる。匿名性の高い取引が可能。注文情報の匿名性が確保されていること等に加え、約定率や約定単価の改善が期待できるため、近年では市場が拡大している。(野村証券HPより)

日本におけるPTSの意義

(2015年3月時点の状況)

